社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団における公的研究費等の不正使用防止計画

令和2年1月22日制定

#### 目的

「社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団における研究費に関する管理・監査規則」第5条第3項及び第9条第1項の規定に基づき、公的研究費等を適正に管理するため、次のとおり不正使用を防止するための計画(以下「不正使用防止計画」という。)を定める。

#### 「不正使用防止計画」

### 1. コンプライアンス推進責任者が有効に機能するための取組み

不正使用防止計画	(不正使用発生要因となり得る事項)
コンプライアンス推進責任者(以下「推進責	推進責任者の責任・権限の認識不足
任者」という。)の責任・権限を明確に認識	
し、機関全体のコンプライアンスに関する意	
識を高める推進責任者は2年で交代すること	
とする。	

#### 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正使用防止計画	(不正使用発生要因となり得る事項)
研究倫理に関する研修を実施し、研究に携わ	研究倫理に関する認識の不足
る職員に対し受講を義務付け、受講状況や理	
解度の把握を行う。	
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する	不正使用防止計画及び不正使用防止具体策
法律等の関係法令及び通知、事業団の不正使	や使用ルール等に関する理解不足
用防止計画及び不正使用防止具体策並びに行	
動規範について、伝達研修等により認識の向	
上を図る。	

#### 3. 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

不正使用防止計画	(不正使用発生要因となり得る事項)
不正使用防止計画は、推進責任者の交代	長期間見直しが行われないことによる不正
に合わせて見直しを図る。	使用防止計画の陳腐化

## 4.公的研究費等の適正な運営・管理活動

不正使用防止計画	(不正使用発生要因となり得る事項)
公的研究費等は、主に国民の貴重な税金	公的研究費等が主に国民の貴重な税金など
などで賄われており、運営・管理する責	で賄われているという意識が希薄
任は重大であることを自覚させるため	
に、研究者及び取引業者から、毎年、誓	
約書を提出させ適正管理の意識向上を図	
<b>る</b> 。	
購入した物品等について、ルールの明文	ルールが明文化されていないことにより購
化と周知徹底を図る。	入物品等に係る納品検収の不徹底が生じる

## 5.情報発信・共有化の推進

不正使用防止計画	(不正使用発生要因となり得る事項)
使用ルール及び外部資金制度等の相談を	相談窓口及び通報窓口の設置情報が未浸透
受け付ける相談窓口や不正経理の情報を	
受け付ける通報窓口が設置されているこ	
とを周知し浸透させる。	

# 6 . モニタリングの在り方

不正使用防止計画	(不正使用発生要因となり得る事項)
内部監査の実施により、研究費及び物品	内部監査での確認が不十分、あるいは研究
等が適正に管理されているか、公正かつ	不正に対する取組が不十分
客観的に調査・検証を行う。	